

**投票は午前7時～午後8時まで**  
**4月7日(日)は栃木県議会議員選挙投票日です**

問選挙管理委員会 **本**8階 **TEL**(23)8736

市内 40 カ所の投票所で午前7時～午後8時まで投票が行われます。

- 投票できる方…平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月28日までに大田原市に転入の届け出をし、引き続き大田原市に住民登録されている方で、選挙人名簿に登録されている方。最近、他の市町村から本市に転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。
  - ▶平成30年12月28日以前に本市に転入届をした方は、本市で投票することができます。
  - ▶県内の他市町から本市に転入した方で、平成30年12月29日以降に転入届をした方は、前住所地の市町で投票することができます。この場合には、市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住居を有する旨の証明書」(無料)を前住所地の市町または大田原市の住民登録担当窓口で受け取り、投票所の受付で提示していただく必要があります。当該証明書がなくても投票はできますが、住所履歴の確認に時間を要します。
  - ▶平成30年12月29日以降に県外の市町村から本市に転入した方は、今回の栃木県議会議員選挙の投票をすることはできません。
- 投票入場券は告示日(3月29日(金))以降に発送します。投票所の場所は、投票入場券に記載してあります。ご確認の上、お出かけください。郵便事情などによりお手元に届くまでに3日程度(日曜は算入しない)かかる場合があります。入場券が届かない場合や紛失した場合でもその場で入場券を再発行し投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。
- 投票日(4月7日)当日に、仕事やレジャーなどの予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	期間	時間
総合文化会館第1会議室 湯津上庁舎102会議室 社会福祉協議会黒羽支所会議室	3月30日(土)～4月6日(土)	午前8時30分～午後8時
両郷地区コミュニティセンター会議室(両郷出張所)	4月3日(水)	午前9時～正午
黒羽農業構造改善センター会議室(須賀川出張所)		午後1時30分～4時30分
佐久山地区公民館会議室	4月4日(木)	午前9時～正午
野崎研修センター会議室		午後1時30分～4時30分
道の駅那須与一の郷情報館研修室	4月5日(金)～6日(土)	午前9時～午後6時

※投票所により投票できる期間や時間が異なります。投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書(兼請求書)に必要な事項をご記入の上、お出かけください。入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

- 投票の諸制度をご利用ください
  - ▶点字投票：目が不自由な方は、「点字投票」をご利用ください。各投票所には、点字器が備えてあります。
  - ▶代理投票：身体が不自由などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員によ

る「代理投票」をご利用ください。(本人が投票所までおいでいただくことが必要です)

- 郵便などによる不在者投票…歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、次の表の障害名について、その等級に該当する方

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級、2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級、3級
免疫・肝臓の障害	1級、2級、3級

- ②介護保険の要介護者で要介護5の方
  - ※この郵便などによる不在者投票は事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の投票用紙の請求は、4月3日(水)までになります。
- 代理記載制度…郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。
  - ▶身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
  - ▶戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方
- 滞在地での不在者投票…住所が本市にあって、出張や在学などで長期間他の市町村に滞在している方は、本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票を行うことができます。
- 選挙公報の配布…候補者の人物や政見を知っていたため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館に備え付ける予定ですのでご利用ください。音声版の選挙公報が必要な方は上記までお問い合わせください。
- 開票
  - ▶日時：4月7日(日)午後9時20分
  - ▶場所：湯津上農村環境改善センター
  - ※投票や開票状況・開票の動画配信は、市ホームページなどでお知らせします。

- ぬり絵展示会…市内幼稚園・保育園の年長児(3月卒園生)に募集したぬり絵の展示会を行います(無投票の場合は日時を変更します)。
  - ▶場所：総合文化会館2階会議室
  - ▶日時：3月30日(土)～4月6日(土)午前8時30分～午後8時
  - ※無投票の場合は、4月1日(月)～5日(金)午前8時30分～午後5時に変更します。

4月1日から

問子ども幸福課 本3階 TEL(23)8634

## 新生児聴覚検査公費助成が始まります

新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療・療育することを目的に、新生児聴覚検査に公費を助成します。1人につき、初回検査・確認検査に要した費用について上限5,000円を公費負担します。3月31日までに母子健康手帳の交付を受け、4月1日以後に出産予定の方には3月中に受診票をご自宅へ送付しますのでご確認ください。新生児聴覚検査を受ける際には受診票を医療機関へ持参し検査を受けてください。受診票が届かない場合は上記に問い合わせください。

- 対象…4月1日以降に新生児聴覚検査を受ける、生後3カ月未満の乳児。
- その他…里帰り出産などで、償還払い申請の予定の方は、検査医療機関に受診票を持参し、結果を記入していただきますようお願いいたします。

平成31年度

問申健康政策課 本3階 TEL(23)8975

## 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ

■平成31年度の対象者は、4月1日から新たに下表に該当する方です。対象となる方には、4月上旬にお知らせと予診票をお送りします。(オレンジ色の封筒です)

- 接種期間…2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)
- 自己負担額…4,100円
- 受け方…予診票を持参の上、直接医療機関で接種を受けてください。予約が必要な場合があります。(医療機関は、対象者に送付するお知らせをご覧ください。)

### ■4月からの平成31年度高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種対象者

※今までに肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を一度も受けていない方が対象です

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和29年4月2日生まれ～昭和30年4月1日生まれ
70歳となる方	昭和24年4月2日生まれ～昭和25年4月1日生まれ
75歳となる方	昭和19年4月2日生まれ～昭和20年4月1日生まれ
80歳となる方	昭和14年4月2日生まれ～昭和15年4月1日生まれ
85歳となる方	昭和9年4月2日生まれ～昭和10年4月1日生まれ
90歳となる方	昭和4年4月2日生まれ～昭和5年4月1日生まれ
95歳となる方	大正13年4月2日生まれ～大正14年4月1日生まれ
100歳となる方	大正8年4月2日生まれ～大正9年4月1日生まれ

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極端に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級の交付を受けている方)

※これらの対象とならない方で、次の1～3に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(自己負担4,100円)が受けられます。

1. 65歳以上(※平成31年4月1日から)
2. 過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けてから5年以上経過している、もしくは接種を受けたことがない
3. 過去にこの費用助成を受けていない

大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前の手続きが必要になります。(健康政策課・黒羽支所・湯津上支所・両郷出張所・須賀川出張所のいずれかにお問い合わせください。)

### ■平成30年度対象者の接種期限は、平成31年3月31日(日)までです。

現在65歳以上の方が定期接種の費用助成を受けられるのは、1人1回です。

- 対象者…平成30年度の対象者の方には、平成30年4月上旬にお知らせと予診票をお送りしています。(黄色の封筒です。)今年度対象となる方の生年月日は、広報おたわら10月号の5ページでご確認いただくか健康政策課までお問い合わせください。

※予診票が見当たらない場合には、健康政策課で再発行します。再発行には申請書の提出が必要です。申請から数日後の発送です。早めにお手続きください。

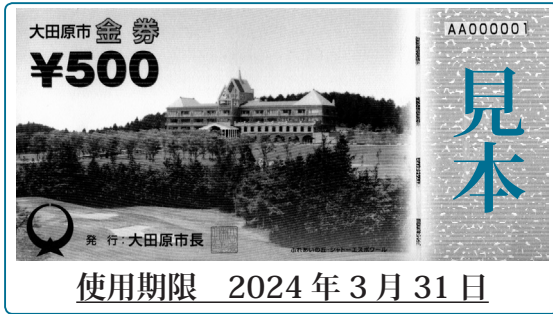


## 大田原市 子育て支援券の販売終了

問 商工観光課 本 4階 TEL(23)8709

子育て支援券の販売は、平成31年3月31日(日)をもって終了します。販売終了後も、有効期限が到来するまでは各取扱店で利用することができます。有効期限後は利用できなくなります。お手元に未使用の子育て支援券がありましたら、お早めにご利用ください。

《金券・支援券の種類および有効期限》



## 子宝祝金の支給が口座振込になります

問 子ども幸福課 本 3階 TEL(23)8932

子育て支援券販売終了に伴い、平成31年3月1日(金)以降の申請分から翌月口座振込になります。詳細は市ホームページをご確認ください。

## 子ども未来館(わくわくランド・キッズタウン) 平日年間パスポートの販売を開始します

問 子ども未来館(総合受付) TEL(47)4125

- 利用開始日…4月1日(月)
  - 販売開始日…3月20日(水)
  - 販売場所…トコトコ大田原2階子ども未来館総合受付
  - 販売時間…午前9時～午後4時30分
  - 料金…2,000円
  - 有効期限…パスポートを購入した日から1年間有効
- ※平成31年3月中に購入された方は、平成31年4月1日から1年間有効。
- 利用条件…①使用できる日は、月曜～金曜(祝祭日は除く)。※小学校などの長期休業期間の平日は利用可能。  
②小学生以下の本人のみ利用可能。
  - その他…パスポート作成時は、30分程度(本人顔写真撮影など)かかります。

## 4月1日から 不妊治療費助成制度が一部改正されます

問 子ども幸福課 本 3階 TEL(23)8634

- 不妊治療費の助成において、4月1日より新たに年齢・所得・居住制限が加わります。
- 補助金額など…▶人工授精：1回の治療費につき2万円を限度。年度に関わらず通算5回まで。  
▶体外受精・顕微授精：1回の治療費(県から助成を受けた場合は、県の助成額を差し引いた額)に10万円を限度。1年度に2回(初年度のみ3回)限り、通算して5年間で10回まで。
- ※新制度では、通算回数は過去に受けた助成を含めて計算します。
- 申請方法…次の書類を添えて申請してください。  
①不妊治療費補助金交付申請書(県から助成を受けていない場合は「医療機関証明欄」に医療機関からの証明が必要。)  
②不妊治療費補助金請求書  
③当該治療に係る領収書(自己負担率が100%のもの)  
④「栃木県特定不妊治療費助成金交付決定通知書」の写し(県から助成を受けた方のみ)
- ※申請書・請求書は市ホームページからダウンロード可。
- 申請期限…妊娠の有無にかかわらず1回の治療が終了したら、終了の日から6カ月以内に申請してください。